第５次幸手市総合振興計画
後期基本計画

（平成 26 年度～30 年度）

平成 26 年 3 月

幸　手　市

「都市と自然が調和した安心・安全で活力あるまち幸手」の実現を目指して

本市では、平成２１年に第５次総合振興計画を策定し、基本構想に掲げた市の将来像である「都市と自然が調和した　安心・安全で活力あるまち　幸手」の実現に向けて、まちづくりを推進してきました。

本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、東日本大震災にみる自然災害の発生による危機意識の高まり、環境問題に対する地球規模での取り組みの展開など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような時勢を迎える中、高度化、多様化する市民ニーズに応えていくためには、市民と行政が対等な関係を保ち、それぞれの役割を分担しながら一丸となってまちづくりを推進していく必要があります。

この度、前期基本計画の計画期間終了に伴い、これらの社会情勢の変化や前期計画期間中の取り組み成果を踏まえ、平成２６年度から平成３０年度までに取り組むべき施策を体系化し、その方策を明らかにした後期基本計画を策定する運びとなりました。

後期基本計画では、幸手駅の橋上化、自由通路整備などの都市基盤の充実や学校給食費補助などの子育て世代の負担軽減をはじめ、必要な取り組みを政策分野ごとに「重点的な取り組み」として新たに設定し、積極的な事業展開を図ります。

今後も、本計画に基づき、現場主義とスピード感にこだわりながら幸手市のまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、総合振興計画審議会委員、市議会の皆様をはじめ、市民検討会議、市民意識調査などで貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 26 年３月

幸手市長　渡辺　邦夫

幸手市市民憲章

わたしたちは、自然と産業の調和した豊かで住みよい魅力ある郷土「さつて」を目ざして、ここに市民憲章を定めます。

1　自然の風土を愛し、自分たちの手で美しい郷土をまもります。
1　おたがいの人権をみとめあい、平和な明るい郷土をつくります。
1　子どもから老人まで、生涯にわたつてスポーツを楽しむ、健康な郷土を育てます。
1　まちの歴史を見なおしながら、文化財を大切にし、文化のかおり高い郷土を培います。
1　はたらくよろこびに生き、しあわせな家庭をもとに、みんなの力を合わせて、伸びゆく郷土とともに進みます

昭和 61 年 10 月 1 日制定

幸手市章

さくらの花びらと幸手の頭文字「幸」を図化したもの。さくらの花の美しさを象徴し、住民の融和としあわせを表現しています。

市の木：槇

中曽根の正福寺境内に建てられている義賑窮餓の碑の傍らの槇の大木にちなみ、強靭で耐久力に富み適応性豊かな槇を市の木として制定しています。

市の花：さくら

さくらの名所幸手権現堂堤は、幸手市の古くからの大きな観光資源です。
訪れる多くの人々に愛され親しまれるさくらを市の花として制定しています。

文化都市宣言

さくら 夏祭り 黄金〈こがね〉の波 きれいな空
古い伝統 豊かな自然が 育んだ 故郷〈ふるさと〉という宝物
　みんなで尊〈とうと〉び 手に手をとつて 未来へ引き継ごう
桜堤 利根川 緑の田園 美しい街並
義人の心 先人の努力と叡智〈えいち〉で 築かれた 郷土の文化
　みんなで護〈まも〉り 手に手をとつて 埼玉へ広げよう
思いやり 健康 潤い 進歩
今のわたしたちが 培〈つちか〉い創〈つく〉る 新しい文化
　みんなで学び 手に手をとつて 次の世代へ伝えよう
活力ある 文化の薫〈かお〉りたかい わたしたちの 幸手
無限の発展を願い 永久〈とわ〉の平和を誓い 市制施行にあたり
幸手市を「文化都市」。とすることを宣言する

昭和 61 年 10 月 1 日制定

平和都市宣言

　幸手市は次のように宣言する。
　幸手市平和都市宣言
　私たちの郷土「さって」は、美しい自然に恵まれ、市民の日々安らかなくらしがその上にある。
　更に市民一人ひとりが尊重され希望と誇りをもって豊かな社会を築き、次代に引き継ぐことを念願として新しいまちづくりに努力している。
　しかし、いま、このかけがえのない郷土や地球上の生きとし生けるもののいのちとこれまで人々が築き上げてきた貴重な文化が、戦争によってそのすべてを失いかねない脅威にさらされている。
　私たちは、戦いによって傷つけあうことの愚かさを憂えるとともに、「非核三原則」の国是を堅持して世界の恒久平和が確立されることを願い、ここに平和都市を宣言する。

平成２年４月１日制定

健康ふれあいスポーツ都市宣言

　幸手市は次のように宣言する。
　健康ふれあいスポーツ都市宣言
　私たちは、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康な心と体をつくり、ふれあいとやすらぎのあるまち・幸手市をめざし、ここに「健康ふれあいスポーツ都市」を宣言します。
1　スポーツに親しみ、健康な心と体をつくります。
1　スポーツを楽しみ、明るい生活をおくります。
1　スポーツを愛し、友情とふれあいの輪をひろげます。
1　スポーツを通して、ゆとりと活力のある幸手市をつくります。

平成３年 10 月１日制定

目　次

第１編　総論
　第１章　後期基本計画について
　　１．策定の目的……３
　　２．計画の性格……３

　第２章　計画策定の背景
　　１．社会情勢の変化……４
　　２．前期基本計画の取り組み成果……７
　　３．市民意向……10

第２編　後期基本計画
　第１部　後期基本計画における重点的な取り組み ……16
　　１　自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち（安心安全・環境分野）…18
　　２　健やかで生き生きとした暮らしのあるまち（健康福祉分野）……20
　　３　地域の特性を活かした快適で特色あるまち（都市基盤分野）……22
　　４　明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち（教育分野）……23
　　５　活力ある地域経済をおこすまち（産業分野）……25
　　６　市民一体となり自立した地域を育むまち（市民活動・人権分野）……27
　　７　基本構想の実現のために（行財政運営分野）……29

　第２部　後期基本計画 ……30
　　第１章　自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち
　　１－１　環境にやさしい地域づくり……34
　　１－２　廃棄物の排出抑制……36
　　１－３　危機管理体制の強化……38
　　１－４　災害対策の充実……40
　　１－５　総合治水対策の推進……44
　　１－６　地域安全活動の充実……46
　　１－７　交通安全対策の推進……48
　　１－８　消防・救急体制の強化……50

　　第２章　健やかで生き生きとした暮らしのあるまち
　　２－１　子育て支援の充実……52
　　２－２　健康づくりの支援……56
　　２－３　地域医療体制の充実……58
　　２－４　地域福祉の推進……60

２－５　高齢者福祉の充実……62
２－６　介護保険制度の充実……64
２－７　障がいのある人の自立と社会参加の支援……66
２－８　社会保障制度の充実と円滑化……68

第３章　地域の特性を活かした快適で特色あるまち
３－１　計画的な土地利用……70
３－２　圏央道インターチェンジ周辺の開発……72
３－３　幸手駅周辺の開発……74
３－４　田園都市景観の形成……76
３－５　水と緑の環境づくり……78
３－６　道路網の整備……80
３－７　公共交通機関の拡充……82
３－８　安全な水の供給……84
３－９　下水道の整備……86

第４章　明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち
４－１　児童・生徒の安心・安全の確保……88
４－２　学校教育環境の整備……92
４－３　学校教育内容の充実……94
４－４　青少年の健全な育成……98
４－５　社会教育の充実……100
４－６　文化財の保護・活用……102

第５章　活力ある地域経済をおこすまち
５－１　農業基盤の整備……104
５－２　地域農業の振興……106
５－３　中心市街地の活性化……108
５－４　商業･サービス業の活性化……110
５－５　工業の活性化……112
５－６　観光の振興……114
５－７　勤労者対策の充実……116
５－８　消費生活の支援……118

第６章　市民一体となり自立した地域を育むまち
６－１　市民との協働の推進……120
６－２　コミュニティ活動の支援……122
６－３　人権意識の高揚……124

６－４　男女共同参画社会の推進 …… 126
６－５　平和・国際交流の推進 …… 128

第７章　基本構想の実現のために
７－１　計画的な行政運営 …… 130
７－２　財政健全化の推進 …… 132
７－３　広報・広聴・情報公開の充実 …… 134
７－４　信頼のある人材管理・育成 …… 136
７－５　地域情報化の推進 …… 138
７－６　広域行政の確立 …… 140

参考資料
１．第５次幸手市総合振興計画策定方針（後期基本計画） …… 144
２．幸手市総合振興計画審議会 …… 149
３．市民検討会議 …… 153
４．策定委員会・職員検討委員会等 …… 164
５．策定の経緯 …… 169
６．第５次幸手市総合振興計画基本構想 …… 170
７．後期基本計画指標一覧 …… 185
８．市民意識調査等 …… 188